# 平成20年3月14日(金曜日)

## 〇出席議員(15名)

議	長	渡	辺		旺	君	8	番	能	村	憲	治	君
1	番	生	田	勇	人	君	9	番	北	Ш		進	君
2	番	南		和	彦	君	10	番	清	水	文	雄	君
3	番	Ш	П	正	己	君	11	番	水	口	裕	子	君
4	番	藤	井	良	信	君	12	番	八	田	外 茂	男	君
5	番	恩	道	正	博	君	13	番	中	Ш		達	君
6	番	北	Ш	悦	子	君	14	番	南		守	雄	君
7	番	夷	藤		満	君							

## 〇欠席議員(1名)

15 番 米 田 満 君

## ○説明のため出席した者

町	長	八十	出	泰	成	君	まちづくり政策部企画財政課参事 兼行財政改革推進室長	山	田	吉	弘	君
副町	長	浅	田		裕	君	まちがくり政策部情報策謀 兼公聴広報室長	北	Ш	真 由	美	君
教 育	長	西	尾	雄	次	君	町 民 福 祉 部 町民生活課長	JII	口	克	則	君
総務部兼まちづくり政		高	木	和	彦	君	町民福祉部町民生活課参事 兼子育て支援センター所長	宮	崎	裕	子	君
町民福祉部	部長	夷	藤		渉	君	町 民 福 祉 部 健康推進課長	八	田	精	三	君
都市整備部	部長	中	本	英	夫	君	町 民 福 祉 部 介護福祉課長	黒	田	邦	彦	君
消防	長	島	田	敏	郎	君	都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	荒	家	良	樹	君
会計管理 兼会計劃		長	丸	信	也	君	都 市 整 備 部都市建設課長	黒	田	孝	雄	君
総 務 親	部長	田	中		徹	君	都市整備部上下水道課長 兼新エネルギー開発対策室長	中	西	昭	夫	君
総 務 総務課参	部争事	島	田	睦	郎	君	教 育 委 員 会 学校教育課長	北		雅	夫	君
総 務 親 務 課	部長	白		貴 代	治	君	教 育 委 員 会 生涯学習課長	出	JII	常	俊	君
まちづくり政 企画財政語		橋	本		稔	君	消防本部次長 兼 消 防 署 長	東		耕	三	君

## 〇職務のため出席した事務局職員

事務局長 生 田 康 久 君 事務局書記 東 康 弘 君

## 〇議事日程(第3号)

平成19年3月14日 午後2時開議

### 日程第1

追加議案の上程

議案第35号 平成19年度内灘町一般会計補正予算(第6号)

議案第36号 平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第37号 請負契約の変更について

〔大根布バイパス管整備工事(その3)〕

議案第38号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議案第39号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明

## 日程第2

議案第1号 平成19年度内灘町一般会計補正予算(第5号)から

議案第34号 内灘町道路線の変更についてまで及び

議案第35号 平成19年度内灘町一般会計補正予算(第6号)から

議案第37号 請負契約の変更について

〔大根布バイパス管整備工事(その3)〕まで

### 日程第3

議案第38号 副町長の選任につき同意を求めることについてから

議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてまで

(第3号の追加1)

## 日程第1

議会議案第1号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出について

議会議案第2号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書の提出について

•••••••

午後2時15分開議

## 〇開 議

○議長【渡辺旺君】 傍聴の方、大変本会議場においでいただきまして、ご苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、3月4日の開会から今日までの長期間にわたり精力的にご審議いただいているところであります。

本日は最終日でありますので、適切かつ妥当な議決を賜りますようお願いをいたします。 ただいまの出席議員は15名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

# 

## ○諸般の報告

○議長【渡辺旺君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、4日の会議に配付の

説明員一覧表のとおりであります。

なお、米田満議員より、本日の会議を欠席 する届け出がありましたので、ご了承願いま す。

### 〇追加議案の上程

○議長【渡辺旺君】 日程第1、これより追加議案の上程を行います。

議案第35号平成19年度内灘町一般会計補正 予算(第6号)、議案第36号平成19年度内灘 町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、 議案第37号請負契約の変更について〔大根布 バイパス管整備工事(その3)〕、議案第38 号副町長の選任につき同意を求めることにつ いて、議案第39号公平委員会委員の選任につ き同意を求めることについて、議案第40号公 平委員会委員の選任につき同意を求めること についての6議案を一括して議題といたしま す。

#### -----

### 〇提案理由の説明

○議長【渡辺旺君】 これより町長から追加 議案に対する提案理由の説明を求めます。八 十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 議員各位におかれましては、3月4日の議会開会以来、連日にわたりまして慎重なるご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号 平成19年度内灘町一般会計補 正予算(第6号)につきましては、町民の方 から100万円の寄附を受け、これに財政調整基 金から100万円を繰り入れ、全小学校に自動体 外式除細動器(AED)を各1台、計5台を 配備し、児童生徒の安全を確保するものであ ります。また、年度内に機器設置が困難なこ とから繰越明許とするものであります。 議案第36号 平成19年度内灘町公共下水道 事業特別会計補正予算(第3号)及び議案第 37号 請負契約の変更につきましては、大根 布バイパス管整備工事(その3)において、 管路補強改修工事が新たに必要となったこと により工事請負変更契約を締結するため議会 の議決を求めるものであり、あわせてその工 事完了が年度内に見込めないことから繰越明 許とするものであります。

議案第38号 副町長の選任につき同意を求めることにつきましては、現副町長浅田裕氏が平成20年3月末をもって退職するため、その後任に蓑外史男氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第39号 公平委員会委員の選任につき 同意を求めることにつきましては、平成20年 3月18日をもって任期満了を迎えます現委員 の寺岡弘平氏を引き続き選任いたしたく、議 会の同意を求めるものであります。

議案第40号 公平委員会委員の選任につき 同意を求めることにつきましては、平成20年 3月18日をもって任期満了を迎えます現委員 の松本一雄氏の後任として金丸菊枝氏を選任 いたしたく、議会の同意を求めるものであり ます。

以上、追加議案の提案理由につきまして説明をいたしましたが、どうぞ適切なるご決議を賜りますようによろしくお願いいたします。 以上でございます。

○議長【渡辺旺君】 以上で提案理由の説明 は終わりました。

## 〇質 疑

○議長【渡辺旺君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

# -----

〇議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号平成19年度内灘町一般会計補正予算(第6号)、議案第36号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第37号請負契約の変更について〔大根布バイパス管整備工事(その3)〕の3議案は、お手元に配付をしてあります議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。 よって、議案第35号、議案第36号、議案第37 号の3議案は、所管の各常任委員会に付託す ることに決定いたしました。

------

〇休 憩

O議長【渡辺旺君】 この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午後2時21分休憩

......

午後3時05分再開

〇再 開

**〇議長【渡辺旺君**】 休憩前に引き続き会議 を開きます。

議事を続行いたします。

## 〇会議時間の延長

○議長【渡辺旺君】 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。 よって、本日の会議時間を延長することに決 定しました。

## 〇議案一括上程

○議長【渡辺旺君】 日程第2、去る3月6日、各常任委員会に付託いたしました議案第1号平成19年度内灘町一般会計補正予算(第

5号)から議案第34号内灘町道路線の変更についてまでの34議案及び先ほど各常任委員会に付託いたしました議案第35号平成19年度内灘町一般会計補正予算(第6号)、議案第36号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第37号請負契約の変更について〔大根布バイパス管整備工事(その3)〕並びに継続審査となっております請願第5号、今期定例会までに受理されました陳情第5号、請願第6号、請願第7号を一括して議題といたします。

### 〇常任委員長報告

**○議長【渡辺旺君】** これより各常任委員会 における議案の審査の経過並びに結果の報告 を求めます。

清水文雄総務常任委員長。

〔総務常任委員長 清水文雄君 登壇〕

〇総務常任委員長【清水文雄君】 平成20年 第1回定例会において、総務常任委員会に付 託されました議案の審査の経過と結果につい てご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長 及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を 求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号 平成19年度内灘町一般会計補正予算(第5号) 第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳 出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費 第1項総務管理費、第2項徴税費、第4項選 挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、 第4款衛生費第3項上水道費、第9款消防費 第1項消防費、第12款公債費第1項公債費、 第13款諸支出金第2項基金費、第2条地方債 の補正については、妥当と認め、原案を可と することに決しました。

議案第9号平成20年度內攤町一般会計予算 第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出第1 款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項 総務管理費、第2項徵税費、第4項選挙費、 第5項統計調查費、第6項監查委員費、第7 項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水 道費、第9款消防費第1項消防費、第11款災 害復旧費第1項公共施設公用施設災害復旧費、 第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金 第1項普通財産取得費、第2項基金費、第14 款予備費第1項予備費、第2条債務負担行為、 第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳 出予算の流用については、妥当と認め、原案 を可とすることに決しました。

議案第19号外国の地方公共団体の機関等に 派遣される職員の処遇等に関する条例につい ては、妥当と認め、原案を可とすることに決 しました。

議案第21号非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部を改正する条例について は、妥当と認め、原案を可とすることに決し ました。

議案第23号内灘町特別会計条例の一部を改 正する条例については、妥当と認め、原案を 可とすることに決しました。

議案第25号内灘町町民ホール条例の一部を 改正する条例については、妥当と認め、原案 を可とすることに決しました。

議案第31号内灘町消防団員の定員、任免、 給与、服務等に関する条例の一部を改正する 条例については、妥当と認め、原案を可とす ることに決しました。

議案第35号平成19年度内灘町一般会計補正 予算(第6号)第1条歳入歳出予算の補正中、 歳入第16款寄附金第1項寄附金、第17款繰入 金第2項基金繰入金については、妥当と認め、 原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっておりました請願の 審査の結果を報告いたします。

請願第5号「非核日本宣言のよびかけ」に 賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請 願については、採決の結果、賛成多数で採択 することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されま した議案の審査の経過並びに結果についての 報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管に かかわる事項について閉会中も調査すること に決しましたので、申し出いたします。

平成20年3月14日

総務常任委員会委員長 清水文雄

**〇議長【渡辺旺君】** 能村憲治文教福祉常任 委員長。

[文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇] **○文教福祉常任委員長【能村憲治君】** 平成 20年第1回定例会において、文教福祉常任委 員会に付託されました議案の審査の経過と結 果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号平成19年度内灘町一般会計補正予算(第5号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項程会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第3号平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第5号平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第6号平成19年度内灘町老人保健特別会計補正予算(第3号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号平成20年度內灘町一般会計予算 第1条歳入歳出予算中、歳出第2款総務費第 3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1 項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項国 民年金事務取扱費、第4項災害救助費、第4 款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、 第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学 校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、 第5項保健体育費の各款項については、いず れも妥当と認め、原案を可とすることに決し ました。

議案第11号平成20年度内灘町霊園事業特別 会計予算については、妥当と認め、原案を可 とすることに決しました。

議案第14号平成20年度内灘町国民健康保険 特別会計予算については、妥当と認め、原案 を可とすることに決しました。

議案第15号平成20年度内灘町老人保健特別 会計予算については、妥当と認め、原案を可 とすることに決しました。

議案第16号平成20年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第17号平成20年度内灘町介護保険特別 会計予算については、妥当と認め、原案を可 とすることに決しました。

議案第20号内灘町後期高齢者医療に関する 条例については、採決の結果、賛成多数で原 案を可とすることに決しました。

議案第22号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、 原案を可とすることに決しました。

議案第24号内灘町立視聴覚ライブラリー設置条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第26号内灘町体育施設条例の一部を改 正する条例については、妥当と認め、原案を 可とすることに決しました。

議案第27号内灘町心身障害者医療助成金支 給条例の一部を改正する条例については、妥 当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第28号内灘町国民健康保険条例の一部

を改正する条例については、採決の結果、賛 成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第29号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、 妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第32号事務の相互委託及び事務の相互 委託の変更については、妥当と認め、原案を 可とすることに決しました。

議案第35号平成19年度内灘町一般会計補正 予算(第6号)第1条歳入歳出予算の補正中、 歳出第10款教育費第2項小学校費、第2条繰 越明許費、第10款教育費第2項小学校費の各 款項については、いずれも妥当と認め、原案 を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の 結果を報告いたします。

請願第7号政府に高齢者の医療費負担増と 高齢者医療制度の中止、撤回を求める意見書 の提出を求める請願については、慎重に審査 し、採決の結果、賛成少数で不採択とするこ とに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されま した議案の審査の経過並びに結果についての 報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管に かかわる事項について閉会中も調査すること に決しましたので、申し出いたします。

平成20年3月14日

文教福祉常任委員会委員長 能村憲治 〇議長【渡辺旺君】 北川進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 北川進君 登壇〕 **○産業建設常任委員長【北川進君】** 平成20 年第1回定例会において、産業建設常任委員 会に付託されました議案の審査の経過と結果 についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、 副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説 明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 1号平成19年度内灘町一般会計補正予算(第5号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りよう費、第3項都市計画費、第3条繰越明許費第8款土木費第2項道路橋りよう費、第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第2号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、 妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第4号平成19年度内灘町土地区画整理 事業特別会計補正予算(第2号)については、 妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成19年度内灘町水道事業会計 補正予算(第3号)については、妥当と認め、 原案を可とすることに決しました。

議案第9号平成20年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第3項水産業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りよう費、第3項都市計画費、第4項住宅費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第10号平成20年度内灘町公共下水道事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第12号平成20年度内灘町土地区画整理 事業特別会計予算については、妥当と認め、 原案を可とすることに決しました。

議案第13号平成20年度内灘町新エネルギー 事業特別会計予算については、妥当と認め、 原案を可とすることに決しました。

議案第18号平成20年度内灘町水道事業会計

予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第30号内灘町都市公園条例の一部を改 正する条例については、妥当と認め、原案を 可とすることに決しました。

議案第33号内灘町道路線の認定については、 妥当と認め、原案を可とすることに決しまし た。

議案第34号内灘町道路線の変更については、 妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

追加議案第36号平成19年度内灘町公共下水 道事業特別会計補正予算(第3号)について は、妥当と認め、原案を可とすることに決し ました。

追加議案第37号請負契約の変更について 〔大根布バイパス管整備工事(その3)〕に ついては、妥当と認め、原案を可とすること に決しました。

次に、今期定例会までに提出のありました 陳情・請願の審査の結果を報告いたします。

陳情第5号「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

請願第6号「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求めることについては、慎重に審査をした結果、採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されま した議案の審査の経過並びに結果についての 報告を終わります。

なお、本委員会として公共下水道及び都市 計画事業など所管にかかわる事項について閉 会中も調査することに決しましたので、申し 出いたします。

平成20年3月14日

産業建設常任委員会委員長 北川進

O議長【渡辺旺君】 これをもって各常任委 員長の報告を終わります。 •

## 〇質 疑

**○議長【渡辺旺君】** 各常任委員長報告に対 する質疑を許します。

質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

## •••••••••••

## 〇討 論

○議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。 討論ありませんか。

6番、北川悦子さん。

〔6番 北川悦子君 登壇〕

**〇6番【北川悦子君】** 議席番号6番、北川 悦子です。

後期高齢者医療制度に関する議案について、 一言述べさせていただきたいと思います。

後期高齢者医療制度関連について、これは 知れば知るほど中止、撤回をしたいと思って います。きのうも説明会がありましたので、 簡単に述べさせていただきます。

日本のすばらしい国民皆保険制度に、75歳という世界に例を見ない年齢による差別を持ち込んだ医療制度を認めることができません。また、月1万5,000円以上の年金受給者は保険料を年金から天引きされる。滞納が生じるのは、月1万5,000円未満または無年金者であり、低所得者ほど医療を受ける権利が奪われる。

資格証明書が発行されると保険が効かなくなり、全額自己負担になります。保険料を払えない人が治療費全額を払えるはずがありません。低所得者の高齢者は、医療も受けるなというひどい仕打ちだと思います。

3番目には、受けられる医療は今後どうなっていくのか、複数の病気を抱える75歳以上の患者を担当する医師を1人に限る方向に誘導し、複数の医療機関を受診しないようにすることを目指していること。また、後期高齢者診察料は検査、画像診断、処置、医学管理、すべてを含んで月1回6,000円の定額制です。

幾ら検査治療をしても同じ額という上限をつけることで必要な検査を病院がしようと思えば赤字になってくるということになります。

また、後期高齢者終末期相談支援料、後期高齢者退院調整加算などの項目を新たにつくりました。75歳以上は延命治療を行わなくてもよい。入院についても、今でもそうなんですけれども、できるだけ早く病院にいさせないようにする。退院をさせていく。そうする相談をすることによって病院のほうに先ほど申しましたような支援料とか退院調整加算等を支払うというようなものなんです。つまり、75歳以上の医療にはお金をかけないという骨格が組み立てられようとしています。

私は、安心して医療が幾つになっても受けられるよう努めてほしいと思っています。よって、後期高齢者医療制度に関する議案第16号、20号、23号に反対いたします。

また、文教委員の皆さんには随分心を砕いていただきましたが、不採択となりました請願に対しても皆さん方の中止、撤回を求める意見書の提出を求める請願に賛同していただきますようお願いいたしまして、終わらせていただきます。

○議長【渡辺旺君】 ほかに討論ありませんか。──討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

## 〇表 決

〇議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に 入ります。

まず、議案第1号平成19年度内灘町一般会 計補正予算(第5号)を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

O議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第1号は原案のとおり可決され ました。

O議長【渡辺旺君】 次に、議案第2号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第3号平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算(第2号)、議案第4号平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第2号、議案第3号、議案第4 号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第5号平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第6号平成19年度内灘町老人保健特別会計補正予算(第3号)、議案第7号平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第3号)の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第5号、議案第6号、議案第7 号の3議案は原案のとおり可決されました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第8号平成 19年度内灘町水道事業会計補正予算(第3号) を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第8号は原案のとおり可決され ました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第9号平成 20年度内灘町一般会計予算を採決いたします。 本議案に対する委員長の報告は、原案可決 であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 「替成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。 よって、議案第9号は原案のとおり可決され ました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第10号平成 20年度内灘町公共下水道事業特別会計予算、 議案第11号平成20年度内灘町霊園事業特別会 計予算、議案第12号平成20年度内灘町土地区 画整理事業特別会計予算、議案第13号平成20 年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算の 4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第10号、議案第11号、議案第12 号、議案第13号の4議案は原案のとおり可決 されました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第14号平成 20年度内灘町国民健康保険特別会計予算を採 決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕

O議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第14号は原案のとおり可決され ました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第15号平成 20年度内灘町老人保健特別会計予算を採決い たします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第15号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第16号平成 20年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算を 採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

O議長【渡辺旺君】 起立多数であります。 よって、議案第16号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第17号平成 20年度内灘町介護保険特別会計予算を採決い たします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

O議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第17号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第18号平成 20年度内灘町水道事業会計予算を採決いたし ます。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第18号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第19号外国 の地方公共団体の機関等に派遣される職員の 処遇等に関する条例についてを採決いたしま す。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第19号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第20号内灘 町後期高齢者医療に関する条例についてを採 決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。 よって、議案第20号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第21号非常

勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一 部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第21号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第22号内灘 町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 「替成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第22号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第23号内灘 町特別会計条例の一部を改正する条例につい てを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 「賛成者起立〕

O議長【渡辺旺君】 起立多数であります。 よって、議案第23号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第24号内灘 町立視聴覚ライブラリー設置条例の一部を改 正する条例について、議案第25号内灘町町民 ホール条例の一部を改正する条例について、 議案第26号内灘町体育施設条例の一部を改正 する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第24号、議案第25号、議案第26 号の3議案は原案のとおり可決されました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第27号内灘 町心身障害者医療助成金支給条例の一部を改 正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 「替成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第27号は原案のとおり可決され ました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第28号内灘 町国民健康保険条例の一部を改正する条例に ついてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 「替成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第28号は原案のとおり可決され ました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第29号内灘 町介護保険条例の一部を改正する条例の一部

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第29号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第30号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第31号内灘町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第32号事務の相互委託及び事務の相互委託の変更についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 「賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。 よって、議案第30号、議案第31号、議案第32 号の3議案は原案のとおり可決されました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第33号内灘 町道路線の認定について、議案第34号内灘町 道路線の変更についての2議案を一括して採 決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第33号、議案第34号の2議案は 原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第35号平成 19年度内灘町一般会計補正予算(第6号)を 採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決

であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第35号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第36号平成 19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予 算(第3号)を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第36号は原案のとおり可決され ました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第37号請負 契約の変更について〔大根布バイパス管整備 工事(その3)〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 「賛成者起立〕

O議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第37号は原案のとおり可決され ました。

○議長【渡辺旺君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

請願第5号「非核日本宣言のよびかけ」に 賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請 願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 「賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。 よって、請願第5号は委員長の報告のとおり 採択とすることに決定いたしました。

○議長【渡辺旺君】 次に、今期定例会まで に受理いたしました請願・陳情を採決いたし ます。

まず、陳情第5号「鳥獣被害防止特措法」 関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と 被害防除に使うこと等を求める意見書提出に 関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。 よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり 継続審査とすることに決定いたしました。

○議長【渡辺旺君】 次に、請願第6号「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求めることについてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、請願第6号は委員長の報告のとおり 採択することに決定いたしました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、請願第7号政府 に高齢者の医療費負担増と高齢者医療制度の 中止、撤回を求める意見書の提出を求める請 願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。請願第7号政府に高齢者の医療費負担増と高齢者医療制度の中止、撤回を求める意見書の提出を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【渡辺旺君】 起立少数であります。 よって、請願第7号は不採択とすることに決 定をいたしました。

## 〇議案の上程

〇議長【渡辺旺君】 日程第3、議案第38号 副町長の選任につき同意を求めることについ て、議案第39号公平委員会委員の選任につき 同意を求めることについて、議案第40号公平 委員会委員の選任につき同意を求めることに ついての3議案を一括して議題といたします。

## •••••••

## 〇討 論

○議長【渡辺旺君】 これより、議案に対する討論に入ります。

討論ありませんか。——討論なしと認めま す。

これをもって討論を終了いたします。

## -----

## 〇表 決

○議長【渡辺旺君】 次に、議案の採決に入 ります

まず、議案第38号副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

〔6番 北川悦子君 退席〕

○議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。副 町長の選任につき同意を求めることについて は、これに同意することに賛成の諸君の起立 を求めます。

[賛成者起立]

O議長【渡辺旺君】 起立多数であります。 よって、議案第38号副町長の選任につき同意 を求めることについては、これに同意するこ とに決定をいたしました。 ○議長【渡辺旺君】 次に、議案第39号公平 委員会委員の選任につき同意を求めることに ついてを採決いたします。

お諮りいたします。公平委員会委員の選任 につき同意を求めることについては、これに 同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

O議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第39号公平委員会委員の選任に つき同意を求めることについては、これに同 意することに決定いたしました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議案第40号公平 委員会委員の選任につき同意を求めることに ついてを採決いたします。

お諮りいたします。公平委員会委員の選任 につき同意を求めることについては、これに 同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

O議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議案第40号公平委員会委員の選任に つき同意を求めることについては、これに同 意することに決定いたしました。

•••••••••••

〇休 憩

**○議長【渡辺旺君】** この際、暫時休憩いた します。

午後3時55分休憩

•••••••

午後4時20分再開

〇再 開

**〇議長【渡辺旺君】** 休憩前に引き続き会議 を開きます。

議事を続行いたします。

## 

○議長【渡辺旺君】 追加日程第1、議会議案第1号「非核日本宣言」を求める意見書の 提出について、議会議案第2号「バイオマス 推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

の提出についての2議案を一括して議題とい たします。

## 〇提案理由の省略

O議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。本 2議案につきましては、会議規則第39条第2 項の規定により、提案理由の説明を省略する ことにいたしたいと思います。これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。 よって、本2議案につきましては提案理由の 説明を省略することに決定いたしました。

## 〇質 疑

○議長【渡辺旺君】 次に、質疑に入ります。 質疑ありませんか。──質疑なしと認めま す。

これをもって質疑を終了いたします。

#### O討 論

**○議長【渡辺旺君】** 次に討論に入ります。

 討論ありませんか。
 一討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

# ·•··•·•·•·•·•·•·•·•·•·•·•·•·•·•·•·•·

〇表 決

○議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に 入ります。

まず、議会議案第1号「非核日本宣言」を 求める意見書の提出についてを採決いたしま す

お諮りいたします。本議案は原案のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。 よって、議会議案第1号は原案のとおり可決 されました。

〇議長【渡辺旺君】 次に、議会議案第2号

「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を 求める意見書の提出についてを採決いたしま す。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。 よって、議会議案第2号は原案のとおり可決 されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及 びその他の処理方法につきましては、議長に 一任願います。

#### ·····

### 〇閉会中継続審査及び調査

〇議長【渡辺旺君】 次に、議会運営委員長 及び各常任委員長並びに各特別委員長から、 目下委員会において審査中の事件につき、会 議規則第75条の規定により閉会中の継続審査 並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出の とおり、閉会中の継続審査並びに調査に付す ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

○議長【渡辺旺君】 以上で今回の定例会に 付議された議件は全部議了いたしました。

## •

## ○副町長退任のあいさつ

O議長【渡辺旺君】 ここで、浅田裕副町長 より発言を求められていますので、これを許 します。浅田裕副町長。

〔副町長 浅田裕君 登壇〕

**○副町長【浅田裕君】** 本日は、渡辺議長の計らいで私の退任のあいさつの機会をお与えいただきましたことに、議員の皆様にもまずもって厚くお礼を申し上げます。

昭和38年7月に内灘町役場職員に奉職以来、 きょうまで44年9カ月間、職員として28年3 カ月、特別職として16年半勤めさせていただ きました。昭和38年3月末の人口では7,709 人の人口が平成20年の2月末で2万6,908人 と、約3.4倍強に人口がふえております。各公 共施設整備も他市町村もうらやむほど整備、 充実がなされました。

昭和56年から議会の説明員として、きょうまで27年間参加させていただきました。その間、議員の活発な議論を見てまいりました。 議会の議論の中からすばらしい町政が築かれたと思います。そんな場に参加させていただいたことに感謝いたします。

平成3年10月より収入役、助役、副町長として選任いただきまして、16年半の長きにわたり特別職を勤めさせていただきました。本当にありがとうございます。この間、議員の皆様、職員の皆さんには本当にお世話になりました。浅学非才な私が職員を含め44年9カ月間の間ここまで無事に勤めることができましたのは、八十出町長を初め歴代5代にわたる町長さんのご指導、町議会議員の皆さんのご指導、ご鞭撻のおかげと心から感謝とお礼を申し上げます。

内灘町の限りない発展と町議会議員の皆様、職員の皆様の今後のますますのご健勝とご活躍をお祈りいたします。これからは、一町民として内灘町発展のために少しでもご協力したいと思います。

甚だ簡単ですが、退職のごあいさつといた します。本当に長い間ありがとうございまし た。(拍手)

## ○閉議・閉会

〇議長【渡辺旺君】 浅田裕副町長におかれましては、役場職員として長年にわたり職務に従事し、平成3年10月収入役に就任、そして平成18年4月からは副町長としての重責を担われ、住民福祉の向上と町勢発展に多大な

貢献をされてこられました。そのご労苦に対しまして改めて感謝を申し上げ、今後ますますご活躍されることをご祈念いたすものでございます。

本当に長い間ご苦労さまでございました。 以上をもちまして、平成20年第1回内灘町 議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、大変ご苦労さ までございました。

午後4時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員